

令和6年度第1回 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時	令和6年8月22日(木)午後3時00分～
場 所	三豊市役所 危機管理センター301・302 会議室
出席者	<p>[被保険者代表] 小野 茂樹 山本江梨子 岡田由美子 多田 彰良</p> <p>[医療代表] 藤田 啓 沼原 利彦 漆川 卓 香川 彰宏</p> <p>[公益代表] 前田 昭文 中野 正敬 森 昭文</p> <p>[事務局関係職員] 健康福祉部長 田中 昌和 健康課 豊田 和規 平柴希代子 安藤 貴子 中島加奈子 税務課 越智 博臣 三木 尊由 浜谷 理菜</p>
欠席者	<p>4名[被保険者代表] 西谷 和子 [医療代表] 大倉 敏裕 [公益代表] 岡崎 一江 行燈 淳子</p>
傍聴者	0名
会議次第	<p>1.開会 2.委員の委嘱及び任命 3.副市長あいさつ 4.委員及び職員紹介 5.会長及び会長職務代理の選出 6.会長あいさつ 7.報告事項 (1)保険料水準の統一に向けたロードマップについて (2)マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について (3)令和5年度三豊市国民健康保険事業特別会計の決算について (4)三豊市国民健康保険における保健事業について 8.その他 9.閉会</p>

会議概要

1.開会

健康課
豊田課長

失礼いたします。本日は大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

私は、この4月から健康課・課長をしております豊田です。どうぞよろしく願いいたします。

ご案内の時間が参りましたので、ただ今から「令和6年度第1回三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を開会いたします。

なお本日は、委員定数15名のうち、11名のご出席をいただいております。三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則・第5条の定めによりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、開会にあたりまして、皆様方にご了解いただきたいことがございます。「三豊市付属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき、本日の会議につきましては、原則公開とさせていただきます。また、会議資料、会議録等につきましても三豊市公式ホームページにて公表予定であることをご了解いただきたいと思っております。

また、本日の資料は、事前に郵送させていただきましたものに加え、新たな資料として皆様のお席に、前回令和5年12月21日の会議で(案)としてお知らせいたしておりました『第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画』が出来上がりましたので、お配りしています。

2.委員の委嘱及び任命

健康課
豊田課長

それでは、次第2委員の委嘱及び任命、といたしまして、各委員へ委嘱状を交付させていただきます。

全員の方に委嘱状を交付すべきでございますが、時間の都合上、代表1名の方に委嘱状を交付させていただきます。他の委員につきましては、席上に置かせていただいております。

それでは、代表として小野委員、前にお願いします。

3.副市長あいさつ

健康課
豊田課長

つづきまして、三豊市副市長・綾より、ご挨拶申し上げます。

綾副市長

三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の開会にあたり、一言挨拶申し上げます。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところ、本協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、平素より本市の行政全般にわたり、格別のご理解ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

また、今回の委員改選により、皆様の就任期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。3年間よろしく願いいたします。

さて、今年の夏も連日にわたり『午前中から体温を超える暑さ』『37度を超える猛暑日』が続き、まさに『災害級の暑さ』に見舞われております。

本市におきましては、令和6年3月に『三豊市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画』を策定いたしました。この計画全体の目的は【健康寿命の延伸と生活の質の向上及び医療費の適正化を図る】こととしております。年度ごとに各事業を

	<p>振り返り、この協議会でご意見をいただきながら適宜、計画の修正を行い最終目的に向かって進めて参りたいと思います。</p> <p>歳を重ねると体力や各機能が低下することは、抗えないところもございますが、病気を未然に防ぐ、病気になっても進行させないようにする等、まずは自身の健康状態を把握していただけるよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
健康課 豊田課長	ここで、副市長は公務のため、退席させていただきます。
4.委員及び職員紹介	
健康課 豊田課長	<p>つづきまして、次第 4、委員及び職員紹介させていただきます。資料の 1 ページにお名前を記載しております。</p> <p>私の方から紹介させていただきます。</p> <p>(被保険者を代表する委員として、小野委員、山本委員、岡田委員、多田委員)</p> <p>(保険医又は保険薬剤師を代表する委員として、藤田委員、沼原委員、漆川(しつかわ)委員、香川委員)</p> <p>(公益を代表する委員として、前田委員、中野委員、森委員)</p> <p>ありがとうございました。そのほか、本日は、所要のため欠席しておりますが、被保険者を代表する委員として、西谷委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員として、大倉委員、公益を代表する委員として、岡崎委員、行燈(ぎょうとう)委員がおいでです。</p> <p>職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>健康福祉部田中部長、税務課越智課長、三木補佐、健康課平柴補佐、安藤補佐、税務課浜谷、健康課中島、最後になりましたが、健康課課長の豊田です。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
5.会長及び会長職務代理の選出	
健康課 豊田課長	それでは、次第 5.会長及び会長職務代理の選出、を行いたいと思います。国民健康保険法施行令第 5 条第 1 項に『協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する』と定められております。会長について、どなたか推薦はございますか。
小野委員	はい。学識があり、会長のご経験がある中野委員がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。
健康課 豊田課長	ただいま、ご意見がございましたが、みなさんいかがでしょうか。ご承認いただける方は、拍手をお願いします。
(委員一同)	(拍手)
健康課 豊田課長	<p>それでは、中野委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、国民健康保険法施行令第 5 条第 2 項に、『会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する』と定められておりますので、あらかじめ会長職務代理の選出をお願いします。いかがいたしましょうか。ご意見をお伺いいたします。</p>

中野会長	はい。前期の任期期間を全うされ、協議会の内容をよく理解されている前田委員にお願いしたいと思います。
健康課 豊田課長	ただいま、ご意見がございましたが、みなさんいかがでしょうか。ご承認いただける方は、拍手をお願いします。
(委員一同)	(拍手)
健康課 豊田課長	それでは、会長職務代理は、前田委員にお願いしたいと思います。 ありがとうございました。 それでは、中野会長と前田会長職務代理は、恐れ入りますが、前の席にお移りいただきたいと思います。
6.会長あいさつ	
健康課 豊田課長	それでは、中野会長より挨拶をお願いします。
中野会長	<p>みなさん、改めましてこんにちは。本日も委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、本会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいま、会長という、大役をおおせつかりました中野でございます。委員皆様のご協力により、過去 2 期の 6 年間会長を、務めさせていただき、何とか職務をやり遂げることができました。今回も会長として選任いただきました。立派な先輩方がいる中で恐縮だと思いますが、委員の皆様方のご理解、そして職員の御努力によりまして、重責を全うしていく決意でございます。どうかよろしくお願いたします。</p> <p>話は変わりますが、世の中に目を移しますと、いつ起きてもおかしくない状況下にありながら、一部では、震度 7 となる可能性があり、太平洋沿岸の広い地域において 10m を超えるような大津波が想定されている南海トラフ地震や、最近の気温の高さや湿度の高さのため引き起こされる熱中症や、海水温の高さにより今後多く発生しそうな台風、などなど不安材料が多い中であって、明るい材料として、スポーツ界において 2024 パリオリンピック大会が開催され金メダル 20 個、銀メダル 12 個、銅メダル 13 個、合計 45 個で、メダル獲得数は世界で第 3 位となりました。そのオリンピックも 8 月 11 日に素晴らしい結果を残し、終了しました。その興奮も冷めやらぬ中、8 月 7 日から、第 106 回全国高等学校野球選手権大会が開催され、手に汗握る素晴らしい戦いが繰り広げられています。今日は、うまい具合に休養日となりました。</p> <p>明日が決勝戦です。胸躍る夏となりました。本題からはずれ申し訳ございません。</p> <p>本会の詳細につきましては、今課長が申し上げたとおりです。</p> <p>本会議が三豊市住民の健康管理に役立つ国民健康保険事業となるよう、委員の皆様方による、ご審議又ご理解をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
健康課 豊田課長	<p>ありがとうございました。今後の進行につきましては、同協議会規則・第 3 条により、会長が議長となると定められておりますので、中野会長にお願いいたします。</p> <p>また、同規則・第 7 条の規定によりまして、議事録署名委員 2 名の指名を会長よりお願いいたします。</p>
7.報告事項	

<p>中野会長</p>	<p>それでは、議長は私が務めさせていただきます。</p> <p>協議に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。多田委員さんと香川委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきます。本日は、案件が4件となっております。</p> <p>報告事項(1)保険料水準の統一に向けたロードマップについて、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>健康課 平柴補佐</p>	<p>それでは資料に沿って説明いたします。資料の3ページをお開きください。</p> <p>こちらは、県が昨年・作成した保険料水準の統一に向けたロードマップです。</p> <p>本日が初めての協議会となる委員の方々もおいでしますので、国民健康保険事業について、簡単に説明させていただきます。</p> <p>国民健康保険事業は、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低いなど構造的課題があり、平成30年度以降は国保制度改革として「財政運営の都道府県単位化・都道府県と市町村の役割分担」や「財政支援の拡充」が進められています。</p> <p>香川県は、令和18年度までに、県内のどの市町に住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう、保険料水準の統一をめざしています。</p> <p>左端の一番上、区分の1段目ご覧ください。</p> <p>香川県国保運営方針は、県と市町が一体となり共通認識のもとで事業を実施するために、県が策定するものです。</p> <p>県は、平成30年度から令和5年度までを第1期とする運営方針を策定していましたが、引き続き安定的な財政運営の確保を図りつつ、県単位化を進めていくため、昨年、令和6年度から令和11年度までを第2期とする運営方針を策定しました。</p> <p>赤枠で囲んだ部分、第2期は、保険料統一に向けた段階的な取り組みの第1段階としており、納付金ベースの統一を目指しています。</p> <p>《安定的な財政運営》を行うために、すでに、令和6年度の納付金算定から、年齢調整後の医療費水準を反映しなくなり、葬祭費、出産育児一時金・審査手数料は納付金算定に追加されています。</p> <p>出産育児一時金、審査支払手数料は、県下一律の料金ですが、葬祭費については、現在、5万円のところや3万円のところがあります。</p> <p>令和9年度から県下統一で3万円とすることは決まっていますが、それまでの期間は経過措置期間となります。</p> <p>本市において、いつから葬祭費を3万円に引き下げるかということ、昨年8月に開催した本協議会において、委員のみなさまにご協議いただき、令和9年度からが適当であるとの協議結果をいただいております。</p> <p>また、医療費関係の市町向け公費を県向けで算定したり、納付金の急激な増加を防ぐために相互扶助による激減緩和を実施していきます。</p> <p>《医療費適正化等》として、市町で行っている特定健診などの保健事業を統一化、標準化で</p>

	<p>きないか、検討・協議を行う予定としています。</p> <p>また、医療費が高い市町を指定して、その原因を分析し改善計画を作成し、医療費の適正化を行っていくという取り組みが、令和 6 年度から始まりました。今回は、坂出市、善通寺市、直島町、綾川町が該当しています。</p> <p>《保険料の標準化等》として、県内全市町が令和 10 年度末までに 所得割、均等割、平等割の賦課割合が 50 対 35 対 15 になるようにしていきます。</p> <p>この賦課割合をいつの時点で改定するか、1 回で改定するのか、段階的に行うのか等については、次回以降の本協議会でご協議していただく事項となります。</p> <p>また、本市では令和 5 年度は収納率目標に達していますが、専門の講師による研修を受講する等、収納率目標の達成を意識した収納率向上対策を実施したり、収納率に応じて県の補助金を増やす、税の減免基準の標準化を行っていく予定です。</p> <p>そのほか、《法定外繰入解消》として、新たな赤字が発生しないように医療費の適正化や公費の獲得に向けた取り組み、また、《事務の標準化・広域化》について検討していきます。これが、香川県国保運営方針・第 2 期の内容となり、本市も香川県と一体となって取り組んでいきます。資料 4 ページから 7 ページは、県が作成した保険料水準の統一についてのチラシとなっています。</p> <p>続いて、資料 8 ページをお開きください。</p> <p>こちらは、『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要』です。</p> <p>令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策、オレンジの見出し、法案の概要の 1 の(1)①の児童手当の支給年齢の拡充がその一つとなりますが、これらの施策を実行する財源を確保するために、子ども・子育て支援金制度が創設されます。</p> <p>資料 9 ページをお開きください。</p> <p>こちらは『子ども・子育て支援金制度の概要』となっています。</p> <p>子ども・子育て支援法において、①政府は、支援納付金制度に充てるため、令和 8 年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること。医療保険者は、支援金を納付する義務を負うことを定める、としています。</p> <p>このため、令和 8 年度から、子ども・子育て支援金分を国保税として集め、県を通じて国に納付することとなりますが、賦課・徴収の方法や国民健康保険制度における低所得者軽減措置等の詳細を定めた通知は、令和 7 年秋頃に交付する予定と聞いております。</p> <p>以上、保険料水準の統一に向けたロードマップについての説明を終わります。</p>
中野会長	<p>只今の事務局からの説明について、ご質問・ご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、続いて、(2)マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>健康課 平柴補佐</p>	<p>資料の 11 ページをお開きください。</p> <p>マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について、説明いたします。</p> <p>マイナ保険証とは、健康保険の利用登録をしたマイナンバーカードのことを指しますが、令和 6 年 6 月現在、本市の登録者数は、7,897 人で、登録率は、68.7%となっています。医療機関等での利用率は、10.39%となっています。</p> <p>6 月の県平均のマイナ登録率は、65.6%で県平均より、高い登録率です。県平均の利用率は、12.68%で、全国平均は、10.99%となっています。</p> <p>国民健康保険の保険証は、毎年 8 月に更新しており、現在発行している紙の保険証は、有効期限が令和 7 年 7 月 31 日までとなっており、その期日までは、医療機関等で利用できます。</p> <p>令和 6 年 12 月 2 日以降は、紙の保険証の新規発行ができなくなるため、令和 6 年 12 月 2 日以降に、転入・退職により国民健康保険に加入する人や紙の保険証を紛失・破損した人には、次の A か B のどちらかを随時発行します。</p> <p>A 資格確認書。こちらは、紙の保険証の代わりになる書面で、マイナ保険証を保有していない人やマイナンバーカードを取得していない人に発行します。</p> <p>B 資格情報のお知らせ。こちらは、マイナ保険証を保有している人が自身の被保険者資格を確認するための書面です。</p> <p>令和 6 年 12 月 2 日以降に転入・退職・保険証の紛失などがなかった人には、紙の保険証の有効期限が令和 7 年 7 月 31 日に切れますので、令和 7 年 7 月中に、A「資格確認書」もしくは B「資格情報のお知らせ」を発行する予定です。</p> <p>資料の 12 ページは、マイナンバーカードを保険証として利用する方法、資料 13 ページは、マイナ保険証を使うメリット、資料 14 ページは、マイナンバーカードの保険証利用申し込み方法を参考資料としてつけています。</p> <p>以上、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行についての説明を終わります。</p>
<p>中野会長</p>	<p>只今の事務局からの説明について、ご質問・ご意見等ございませんか。</p> <p>では、(3)令和 5 年度三豊市国民健康保険事業特別会計の決算について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>健康課 平柴補佐</p>	<p>令和 5 年度三豊市国民健康保険事業・特別会計の決算について、報告いたします。</p> <p>資料の 16 ページをお開きください。</p> <p>(1)一般状況です。</p> <p>令和 5 年度末の住民基本台帳世帯数は、26,393 世帯、人口は、61,086 人です。国保の世帯数は、7,792 世帯、被保険者数は、11,609 人となっており、人口の 19%を占めています。また、被保険者数は、前年度比、7%減となっています。</p> <p>保険税の内訳は、医療分、後期高齢者支援分、介護分と分かれており、それぞれ、所得割、均等割、平等割があります。</p> <p>出産育児一時金は、令和 4 年度までは1件当たり 42 万円でしたが、令和 5 年度から 50 万円を支給しています。葬祭費は 1 件当たり 5 万円を支給しています。</p> <p>17 ページをお開きください。</p> <p>(2)歳入です。</p>

令和 5 年度の決算額は、73 億 4,471 万 3,200 円となり、前年度比、4.8%減となりました。

国民健康保険税の税込総額は、11 億 8,329 万円あまりで、前年度比、4.9%減となりました。

国補助金の 14 万 1 千円は、マイナ保険証のチラシ印刷に係る費用と、出産育児一時金が 50 万円になったことに伴う、事務手数料相当分の費用が補助金として交付されました。

県支出金は、保険給付費等交付金として、約 52 億 6,884 万円が交付されました。

一般会計繰入金として、5 億 9,460 万円あまりを繰り入れました。この中の産前産後期間税免除の項目は、令和 5 年度から追加した項目で、令和 6 年 1 月の制度改正により、被保険者の産前産後期間における所得割保険税と均等割保険税の軽減制度による税込減少のため、一般会計から、約 4 万円を繰り入れたものです。

続きまして、資料の 18 ページをご覧ください。

(3)歳出です。

決算額は、71 億 4,457 万 6,890 円となり、前年度比 4%減となっています。

総務費は、約 7,883 万円で、前年度比、8.8%増となっています。この要因は、令和 4 年度まで会計年度任用職員の給与等を保健事業費で支出していましたが、総務費で支出したことと産前産後期間の保険税・軽減措置によるシステム改修によるものです。

保険給付費総額は、51 億 5,777 万円余りとなり、前年度比、4.3%減でした。

国民健康保険事業費納付金は、16 億 7,181 万円余りで、前年度比、3.4%減です。

保健事業費は、約 8,571 万円で、特定健診・人間ドック委託料が主な支出となっておりますが、令和 5 年度は、三豊市財田町国保高齢者保健福祉支援センターの空調修繕費用として、約 1,029 万円を支出しました。

直診勘定繰出金として、367 万円、財政調整基金として 1 億 4,000 万円を積み立てました。

その他は、保険税還付による支出が主なものであり、19.6%の増となっています。

国保被保険者が社会保険に加入したという情報がオンライン資格確認で確認できるようになり、要綱改正により、令和 5 年 8 月より、世帯主からの国保喪失届がなくても、職権で国保の資格喪失ができるようになったため、保険税還付に係る支出が増えたのが要因です。

令和 5 年度の収支差引額は、2 億 13 万 6,310 円となり、令和 6 年度へ繰越しますが、このうち、1 億 1,100 万円は、財政調整基金として積み立てる予定としております。

19 ページをお開きください。

(4)実質単年度収支です。

令和 5 年度は、6,772 万円ほどの黒字となりました。

(5)国民健康保険財政調整基金の状況です。

令和 5 年度末現在、3 億 149 万 5,130 円となっています。

(6)国民健康保険被保険者数の推移です。

年度平均の被保険者数は、ご覧のように年々減少しています。これは、団塊の世代が後期高齢者医療保険制度に移行したこと、令和 4 年 10 月からの制度改正で、国民健康保険から社会保険への移行が進んだことが一因として考えられます。また、今年度 10 月 1 日からは、社会保険の適用対象範囲が拡大されることとなっていますので、その影響を受け、被保険者は減少すると見込まれます。

	<p>(7)医療費統計の分析結果の一部です。</p> <p>対象レセプトは、令和4年3月から令和5年2月のものとなりますので、令和4年度の状況となります。</p> <p>医療費が高額な疾病は、新生物、循環器系の疾患、内分泌・栄養及び代謝疾患で、全体の39.4%を占めています。</p> <p>患者が多い疾病は、1位内分泌、栄養及び代謝疾患、患者一人当たりの医療費が高額な疾病は、1位が精神及び行動の障害となっています。</p> <p>続きまして、20ページをご覧ください。</p> <p>ここからは、税務課三木補佐より報告いたします。</p>
税務課 三木補佐	<p>(8)令和5年度国民健康保険税調定収納状況についてです。</p> <p>医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた現年分と滞納繰越分の合計額は調定額が14億922万8,402円、収納額が11億8,243万9,790円、収納率83.91%となっています。これは前年度に比べて、調定額が4.5%減、収納額が4.9%減、収納率が0.32%減となっています。また、不能欠損額は104件、1,761万3,486円で前年度比342.2%増です。</p>
中野会長	<p>只今の事務局からの説明について、ご質問・ご意見等ございませんか。</p> <p>では、(4)三豊市国民健康保険における保健事業について、事務局より説明をお願いします。</p>
健康課 安藤補佐	<p>健康課安藤です。よろしくお願いたします。</p> <p>資料4 三豊市国民健康保険における保健事業についてご説明いたします。</p> <p>資料22ページをご覧ください。</p> <p>【1】令和5年度三豊市健診・医療等地域の健康について説明いたします。</p> <p>1か月にかかる医療費が約4億4,034万円、1年間にかかる医療費が約52億8,417万円、これは令和4年度に比べてひと月で約630万円程度の減少、一年間で約7,222万円減少しております。</p> <p>2)は、健診の受診者と未受診者における生活習慣病などの1人当たりの医療費を比較した表です。黄色の部分で比較しますと、健診受診者の方が9,178円、未受診者の方が38,541円となっており、健診受診者に対して未受診者の方が医療費は多くかかっております。自分自身の健康管理の意識を持つと、医療費の減少につながるのではないかと考えられます。</p> <p>次に【2】生活習慣病予防と健康増進対策についてです。</p> <p>まず住民検診の状況です。</p> <p>(1)特定健康診査・若年健康診査についてです。</p> <p>特定健康診査は平成20年より、若年健康診査は三豊市国民健康保険データヘルス計画に基づきを実施しています。対象は、特定健康診査は40歳からです。</p> <p>若年健康診査は20歳からを対象としています。生活習慣病の発症および重症化を予防するためには、望ましい生活習慣を身に付ける必要があり、その時期は早ければ早いほど効果的であり、また、特定健康診査対象となっても継続して受診してできるよう令和5年度からは医療機関でも実施しております</p> <p>運動と食事、喫煙など、不適切な生活習慣がひきがねとなり、肥満、コレステロールなどの</p>

脂質異常、高血糖、高血圧になり、さらには虚血性の心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの発症・重症化を引き起こす恐れがあります。本人自らの健康状態に関心を持ち、生活習慣の改善の必要性を理解した上で、生活改善に取り組むということを目指しております。

①の表は、特定健康診査の受診率の推移となっております。

令和2年度は、コロナウイルス感染症のため集団検診を中止し、医師会のご協力のもと、医療機関検診に切り替え、以後は医療機関を主軸として健診に取り組んでいます。

法定報告が10月頃のため令和5年度は表記できていませんが、暫定46%となり徐々に増加していますが新型コロナ感染症拡大前にはまだ戻っていない状況です。令和4年度は45.1%で、県内で4番目の受診率となっております。

次に23ページをご覧ください。

②のグラフは、先ほどの特定健康診査の受診率を県と三豊市と全国で比較したものになります。県も全国にも、コロナの影響で少し令和2年度受診率が下がってはおりますが、令和4年度には回復傾向にあり、全国や県に比べて高い傾向となっております。

③は特定健康診査を受診した機関別の数です。

④は若年健康診査受診者数の推移です。

20歳～39歳以下の方の健診の人数推移となっております。年齢が40歳に達した際、スムーズに特定健康診査の受診につながる効果も期待できると考えます。令和5年度からは、集団健診と、受診の機会を広げるために市民病院での医療機関健診も実施しております。

24ページをご覧ください。

(2)①特定保健指導の実施率の推移です。

特定保健指導につきましては、母数は特定健診の受診者になります。個別面接や訪問などで対応を行いました。

25ページは、特定保健指導を積極的支援と動機付け支援の二つに分けて区分した、それぞれの実施率になります。令和5年度は、特定保健指導の利用率を上げるため、未利用者へは電話で勧奨をしたり、健康測定器を導入し実施するイベント型の保健指導を実施しました。

26ページからは重症化予防についてです。

重症化予防については、3つの事業があり、香川県の糖尿病重症化予防プログラムに基づき、実施しております。

一つ目が、(1)糖尿病未受診者・治療中断者受診勧奨事業になります。香川県国保データ分析システムによって、レセプト情報と特定健康診査の結果を突合し、個々の健診結果に合わせた治療の中断者を抽出します。そのリストから対象者に通知を2月と翌年度の5月に行っています。令和5年度は、受診勧奨通知を発送した者のうち26.7%が受診につながっています。レセプトは受診後2か月後に確認できるため現在暫定となっております。受診勧奨は郵送で案内し、その後受診の確認ができない人には電話で受診勧奨を実施しております。

2つ目の(2)は慢性腎臓病重症化予防事業についてです。

特定健診の結果に含まれている、腎機能の指標のひとつである糸球体ろ過量 eGFR 値に基づいて、①受診勧奨と②保健指導を行っております。これも同じように国保データ分析システムから抽出して受診勧奨を行っております。受診勧奨や保健指導をすることにより慢性腎臓病の

	<p>重症化を予防します。</p> <p>②の保健指導は、特定健康診査の結果から6月11月2月の年3回行っております。令和5年度は個別の保健指導と講演会を合わせて200名の方に利用していただいております。個別保健指導は予約制ですが、早期に予約が埋まる状況となっておりますが、希望者全員に保健指導を実施しております。</p> <p>27ページをご覧ください。</p> <p>3つ目の(3)糖尿病性腎症重症化予防事業です。</p> <p>三豊市データヘルス計画に基づき平成28年度から実施しております。糖尿病性腎症の重症化予防を目的に特定健康診査の結果とレセプトの治療状況から候補者を特定します。主治医と候補者ともに同意が得られた者を対象に、専門職より6～12か月間保健指導を行い、期間の終了後も正しい生活習慣が持続できるよう支援しています。個人の治療状況や性格などに合わせて専門職が定期的に長期間サポートをするという事業です。少しずつからでも生活改善に取り組むことができ、効果がある事業と考えています。</p> <p>令和4年度までは、業者委託を実施しておりましたが、令和5年度からは医師会からの要望があり、観音寺市と事業内容を統一して実施しております。</p> <p>医療機関での保健指導は12か月のため年度の途中から始まっておりますので、現在継続中で終了した方はまだおりません。</p> <p>(4)重複・頻回受診者及び重複多剤服薬者に対する訪問指導は、適正受診や適正服薬を促し、健康の保持増進及び医療費の適正化を図れるよう実施しています。</p> <p>以上、保健事業の報告をさせていただきました。</p> <p>今後これらの事業について、令和6年度から11年度までの各事業の計画については、お配りさせていただいておりますデータヘルス計画にまとめております。</p> <p>「データヘルス」とは、「レセプトや健診データ情報から医療費分析を行い、明らかになった課題から保健事業を決定し、PDCAサイクルで効果的・効率的に検証するもの」です。</p> <p>国における標準化の動き、国民健康保険制度改革の進展を踏まえ、令和5年度に第3期とした計画を策定しました。</p> <p>先ほど報告いたしました保健事業の今後5年間の目標につきましては、64ページからの「第5章保健事業の内容」にまとめております。</p> <p>どの項目につきましても、達成できるよう取り組んでいくことを目標にしておりますが、今年度から、市の総合計画の重点目標にもしております特定保健指導につきましては、特に利用率向上を目指しています。栄養士を1名増員し、保健指導対象者全員に、利用の勧奨や保健指導の実施を目指しています。また、昨年度から始めている、オンラインによる保健指導やイベント型の保健指導も継続し、市民の利用率向上につながるような取り組みを行います。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
中野会長	<p>只今の説明についてご質問・ご意見等ございませんか。</p> <p>以上をもちまして、報告事項を終わります。</p>
8.その他	

中野会長	<p>それでは、その他、に移ります。</p> <p>折角の機会ですから、委員の皆様方、何かご質問・ご意見等ございませんか。</p>
沼原委員	<p>マイナ保険証関連について質問です。</p> <p>マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合、医療機関の窓口では確認ができなくなります。保険者側が、個人のマイナンバーカードの有効期限を、把握することはできるのでしょうか。</p> <p>保険証を担う側は、マイナ保険証が有効かどうかを把握できないと、書類上国民健康保険に切り替わったとしても、マイナ保険証が切れて使えない状態では、被保険者が受診できません。誰がどのように把握するのでしょうか。有効期限が切れているか分からないと、運用が上手くいかないと思うのですが。</p>
健康課 平柴補佐	<p>後日、確認して回答いたします。</p>
香川委員	<p>カードに有効期限は二つ書かれているのですね。電子証明書の有効期限は何なのでしょうか。</p>
中野会長	<p>保険証として使用したりコンビニ交付などで利用するもので、5年で有効期限が切れます。マイナンバーカード自体の有効期限は10年のため、二つ書かれています。もし電子証明書の有効期限が終われば、市民課で更新できますよ。</p>
中野会長	<p>事務局のほうから、何かありませんか。</p>
健康課 豊田課長	<p>特にございません。</p>
中野会長	<p>では、みなさま、今回は2月の頃に開催予定で決定次第、ご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。</p> <p>みなさま、ありがとうございました。</p>
9.閉会	
健康課 豊田課長	<p>中野会長、ありがとうございました。それでは閉会にあたり健康福祉部部長、田中よりお礼を申し上げます。</p>
健康福祉部 田中部長	<p>健康福祉部長の田中でございます。</p> <p>閉会にあたりまして、私の方から一言お礼のご挨拶をさせていただきます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、本協議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、日頃から本市の保健福祉行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りし、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>みなさまの貴重なお時間をいただき、本日は、保険料水準の統一について、マイナ保険証の登録・利用状況について、令和5年度国民健康保険の決算・保健事業について、ご報告さ</p>

	<p>せていただきました。</p> <p>なかでも、保険料水準の統一については、令和 18 年度を完全統一という目標で進んでおりますが、国民健康保険の被保険者が年々減少していることもあり、もう少し時期を早めるような動きがあるようです。</p> <p>この保険料水準統一に関して、令和 5 年 8 月 24 日に開催された本協議会で、現在 5 万円の葬祭費を、令和 9 年度から 3 万円にするという協議もしていただいたところです。</p> <p>今後、このような協議も増えてくるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、委員各位の今後益々のご活躍をご祈念させていただきますとともに、今後の本協議会へのご協力をお願い申し上げ、簡単でございますが、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>
<p>健康課 豊田課長</p>	<p>以上をもちまして、「令和 6 年度 第 1 回 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を閉会いたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>

「三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則」第 7 条による議事録署名人

議長（会長） _____

指名を受けた委員
